

議案第 37 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

1 岩倉市学習等共同利用施設の指定管理者

公の施設の名称	指定管理者の名称
八劔会館	八劔町区
東町会館	東町区
神野会館	神野町区
泉会館	泉町区
中野会館	中野町区
石仏会館	石仏町区
井上会館	井上町区

2 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで